

WeChat Pay 決済サービス利用規約

第1条(利用者)

- 1 利用者(以下「甲」という。)とは、本規約を承認の上、財付通支付科技有限公司(以下「テンペイ」という。)と提携する株式会社アプラス(以下「乙」という。)に加盟を乙所定のWeChat Pay 利用申込書によって株式会社 OCS(以下「包括代理加盟店」という。)を通じて申し込み、乙及びテンペイが加盟を認めた法人又は個人をいう(かかる申込みと承認によって甲と乙との間に成立する各条項を以下「本規約」といい、本規約に基づく甲乙間の契約を以下「利用契約」という。)。また、利用契約の一部には包括代理加盟店の権限等を定める条項も含まれるものとする。
- 2 乙及び包括代理加盟店は、所定の審査を行ったうえ、申込を認める場合にはその旨を甲に通知します。
- 3 甲は、本規約に基づき、乙の利用者として、QR コード又はバーコード(以下「QR コード等」という。)を利用したスマートフォン上のアプリによる甲における商品代金等の決済手段「WeChat Pay」(以下「WeChat Pay」という)を甲において提供するものとする。
- 4 甲は、WeChat Pay を取り扱う店舗又は施設を指定の上、あらかじめ乙及び包括代理加盟店に書面で届け出て乙及び包括代理加盟店の書面による承認を得るものとし(かかる承認を得た店舗又は施設を「取扱店」という。)、乙及び包括代理加盟店の承認のない店舗において WeChat Pay を取り扱うことはできないものとする。
- 5 甲は、取扱店において、WeChat Pay を利用するために用いる乙所定の機械端末、タブレット端末その他の決済端末機(以下「端末機」という。)を乙が指定する条件を満たす場所に設置するとともに通信環境を整備するなど、自らの費用と責任において、WeChat Pay を決済手段として取り扱うために必要な措置をとることとする。乙の事前の書面による承諾なしに端末機の設置場所を変更してはならないものとする。また、甲は、乙の定める利用標識(テンペイから提供して乙が承認する WeChat Pay に関するロゴを含む。)を端末機及びその他の場所の目立つ位置に掲示するものとする。甲は、WeChat Pay 及びテンペイの名称並びにその中国語及び英文名称を本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 6 甲は、WeChat Pay 会員(以下「会員」という。)による日本国内における WeChat Pay の利用を促進するために、乙、包括代理加盟店又はテンペイが甲の個別の承諾を得ることなく、印刷物、ホームページその他の広告媒体に WeChat Pay を利用可能な店舗として甲及び甲の取扱店の名称及び所在地等を記載することをあらかじめ包括的に承諾するものとする。
- 7 甲は、端末機、売上総計その他乙が提供するデータ、乙があらかじめ指定する商標等を本規約に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、第三者に使用させてはならないものとする。
- 8 甲は、善良なる管理者の注意を以て端末機を管理するものとし、乙の事前の書面による承諾なしに、甲は端末機を第三者に譲渡、貸与、質入れ等の担保権の設定その他の処分を行ってはならない。甲は、その故意又は過失を問わず、端末機の紛失、破損、損傷、安全管理等について一切の責任を負うものとする。甲が乙から端末機の貸与を受けたときは、甲は、乙に対して、利用契約に定める金額の貸与料を乙に対して支払う。甲は、貸与を受けている期間中、端末機に乙の所有物である旨の表示を施す。
- 9 甲は、商業詐欺やその他の違法な活動に関与している端末を使用したり、第三者による当該活動を支援してはならない。
- 10 甲は、WeChat Pay の管理のために利用する乙所定の管理システムに関し、当該管理システムのログイン ID 又はパスワードを善良なる管理者の注意を以て管理するものとし、乙の事前の書面による承諾なしに、第三者(取扱店を含む。)に使用させてはならない。甲は、その故意又は過失を問わず、ID 又はパスワードの第三者(取扱店を含む。)による使用について一切の責任を負うものとする。
- 11 甲は、包括代理加盟店に対し、利用契約の締結、債権譲渡代金の受領、乙との間における意思表示の伝達その他の利用契約の履行に必要な行為に関する代理権を付与する。

第2条(WeChat Pay 決済契約の成立)

甲は、会員が WeChat Pay 上の QR コード等を提示することにより、甲による商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引等」という。)について会員が負担する債務(以下「売買取引等債務」といい、売買取引等債務に係る債権を以下「売買取引等債権」という。)を会員の銀行口座からの引落しその他の手段によって支払う旨の決済を目的とする契約(以下「WeChat Pay 決済契約」という。)の申込みをしたときは、本規約に従い当該会員と WeChat Pay 決済契約を締結するものとする。

第3条(WeChat Pay による決済の方法)

- 1 甲は、会員が QR コード等の提示による WeChat Pay 決済契約の申込みをした場合、会員の所持するスマートフォン等に表示される QR コード等を会員をして端末機に読み取らせる方法又は会員よりスマートフォンの引渡しを受け自ら QR コード等を端末機に読み取らせる方法のいずれかによって、QR コード等を端末機に読み取らせるものとする。
- 2 甲は、端末機に表示された売買取引等債務の金額を会員に確認させた上で、前項の読み取りを行うものとし、端末機が会員の暗証番号の入力を求めたときは暗証番号を会員に入力させるものとする。甲は、暗証番号は必ず会員本人に入力させるものとし、暗証番号入力は、後方から覗き見されないように会員に注意を促すものとする。
- 3 甲は、決済完了を表す乙所定の電文が乙所定の管理システムに表示されたときは、乙に対し、売買取引等債権を債権の額面金額で譲渡するものとし、以後、会員に対しては売買取引等債務について何らの請求もできない。
- 4 理由の如何を問わず端末機の使用ができない場合は、甲は WeChat Pay による決済はできないものとする。かかる場合、如何なる理由であっても乙は甲に対して何らの責任も負わないものとする。
- 5 甲は、会員に、①本人の WeChat Pay のアカウント(以下「アカウント」という。)を利用していないと認められる疑いがある場合、②無効、偽造、変造されたアカウントである疑いがある場合、又は③その他アカウント若しくは商品等の取扱いについて不審な点が認められる場合、乙及び包括代理加盟店に通報するも

のとする。

- 6 甲は、前項の①から③までのいずれかに該当する場合には、乙及び包括代理加盟店の指示(WeChatPay の全部又は一部の利用の停止を含む。)に従い、調査に協力しなければならない。
- 7 甲は、①会員本人以外が会員のアカウントを不正利用した場合、②無効、偽造、変造されたアカウントが利用された場合、③WeChat Pay による決済を行った商品又はサービス等について、会員からの相談、苦情、紛議等(以下「苦情等」という。)があり、苦情等が解決しない場合、④利用契約に違反して WeChat Pay が利用された場合(以下、本項①から④までの事由を「支払留保事由」という。)には、当該利用に係る売買取引等債務について支払いがなされないことがあることを甲は了承する。ただし、①についてアカウントの不正利用でないことが判明した場合、②について無効、偽造、変造の懸念のない真正なアカウントであることが判明した場合、また、③について苦情が解決したものとアプラスが認めた場合は、直ちに売買取引等債務の支払いがなされるものとする。
- 8 甲は、会員に対して販売した商品又はサービスの売上票、会員が署名した商品等の配達伝票その他の売買取引等の証憑を、取引日から最低 5 年間、適切に保管するものとし、乙又はテンペイからの要請に基づき乙の指示に従い乙に提供するものとする。
- 9 甲は、支払留保事由が発生したこと、本条に定める手続に瑕疵があること、甲が乙又はテンペイに提供する売買取引等に関する情報(次条第 2 項の端末機に表示される売買取引等債務の金額及び第 5 条第 2 項の会員の WeChat Pay の利用状況等の調査への協力として提供した情報等、第 6 条第 2 項の報告等を含む。)が真実・正確ではないこと、又は本条に定める手続について紛争等が生じたこと、等に起因して、あるいは、本条に定める手続に関連して、乙、包括代理加盟店、テンペイ又は会員に損害等が生じた場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとする。

第 4 条(取扱金額)

- 1 甲は、1 回あたりの WeChatPay 決済契約による売買取引等債務の利用上限額又は最低利用額を自由に定めることができず、これらを定めることを希望する場合は、事前に乙と協議の上、乙の承諾を得なければならない。
- 2 会員の WeChat Pay 決済契約による売買取引等債務の金額が、乙の定める金額を超えるときは、WeChat Pay 決済契約に係る口座引落確認はなされないものとする。

第 5 条(WeChat Pay による支払の拒否及び差別待遇の禁止)

- 1 甲は、有効な QR コード等を提示した会員に対し、正当な理由なく WeChat Pay による支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること、又は手数料等の名目如何を問わず、現金払いの会員と異なる代金を請求する等会員に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとする。
- 2 甲は、乙から依頼があったときは、会員の WeChat Pay の利用状況等の調査に速やかに協力するものとする。
- 3 甲は、会員に対し、WeChat Pay の利用料その他の手数料の支払いを請求してはならないものとする。

第 6 条(現金その他の禁止商品)

- 1 甲は、架空取引を行ってはならないほか、以下のいずれかに該当するか又は該当するおそれがある商品・サービスを取り扱ってはならない。
 - (1)公序良俗に反すると判断されるもの
 - (2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律又は法令の定めに違反するもの
 - (3)第三者の著作権、肖像権、商標権、その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
 - (4)現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品
 - (5)乙または、テンペイが不適当と認めた場合
- 2 乙が、取扱う商品又はサービス等について報告を求めた場合には、甲は、速やかに報告を行うものとし、乙が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、甲は直ちに当該商品又はサービス等の販売を中止するものとする。

第 7 条(決済の取消し)

- 1 WeChat Pay 決済契約が解除(合意解除を含む)又は取消し等により適法に解消された場合(売買取引等の解消による WeChat Pay 決済契約の解消を含む)、甲は、WeChat Pay 決済契約に係る売買取引等から 90 日間が経過するまでの間において、乙が認めた場合に限り、返金手続を乙指定の方法にて行うことができるものとし、如何なる場合であっても、会員に対して、直接返金してはならないものとする。
- 2 前項に基づく返金処理が完了した時点をもって、甲は、乙に対して返金義務を負担するが、第 8 条 1 項に定める乙の甲に対する支払と相殺して精算するものとする。

第 8 条(債権譲渡代金の支払方法)

- 1 甲が乙に第 3 条第 3 項に基づき譲渡した売買取引等債権に係る債権譲渡代金の支払は、WeChat Pay 利用申込書所定の日(以下「支払期日」という。)に、包括代理加盟店が甲に対して売買取引等債権の額面額から次条に定める手数料及び前条第 2 項の甲の乙に対する返金義務に基づく返金額(もしあれば)を控除した金額を支払うことにより行われるものとする。なお、上記支払に係る振込手数料は、甲の負担とする(休日の場合は翌営業日)。
- 2 前項に基づく控除を行った後において、甲が乙に支払うべき手数料及び返金額が残る場合、甲は、乙所定の方法で指定した日に、乙の指定する口座に振り込む手続を行う方法により当該手数料及び当該返金額を支払う。振込手数料は、甲の負担とする。
- 3 乙は、第 1 項に基づき甲に対して支払うべき金額について、これを支払う日までの間に弁済期の到来した甲に対する債権を有するときは、第 1 項に基づく支払に際し、対当額にて当該債権と相殺の上、支払うことができる。

4 いかなる理由(第3条第6項に掲げる事由に関して必要な調査を行う場合及び支払留保事由が発生した場合を含みます。)によるかを問わず、乙が支払期日までに前項の支払ができない場合、乙は甲に対して当該遅延について何ら責任を負わないものとする。但し、乙に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第9条(手数料)

- 1 甲は、売買取引等債権額に対し、別途定める料率により計算した決済手数料及び乙所定の月額利用料その他の手数料を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、包括代理加盟店所定の月額利用料(もしあれば)を包括代理加盟店に支払うものとする。
- 3 手数料は、経済情勢の変化、その他の事情により甲及び乙協議の上変更できるものとする。

第10条(会員との紛議等)

- 1 甲は、WeChat Payによる決済を行った商品又はサービス等に関する一切の責任を負担するものとし、会員からの苦情、相談を受けた場合や、会員との間において紛議が生じた場合には、事故の責任において速やかにその解決に当たるものとする。
- 2 甲は、前項の甲による解決の遅延等によって乙及び包括代理加盟店に損害等が発生した場合は、当該損害等について一切の責任を負うものとする。
- 3 乙及び包括代理加盟店が甲又は甲による本規約に基づく取引等あるいは会員からの苦情等その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、乙及び包括代理加盟店は甲に対して調査を実施又は要請することができ、甲は速やかにその調査に協力しなければならないものとする。

第11条(譲渡の禁止)

- 1 甲は、本利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 甲は、乙及び包括代理加盟店に対する債権を第三者に譲渡及び質入れできないものとする。

第12条(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、利用契約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密(以下「営業秘密等」という。)を相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示、漏洩せず、利用契約の履行以外の目的に利用しないものとする。但し、(i)乙が乙の親会社、子会社及び関連会社並びにこれらの役員及び従業員に必要な範囲で甲の営業秘密等を開示する場合、(ii)乙がテンペイの要求に応じて甲の営業秘密等を開示する場合、並びに(iii)弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法律上又は契約上の守秘義務を負う専門家又はアドバイザーに必要な範囲で開示する場合は、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、営業秘密等を開示・提供することができるものとする。
- 2 前項の営業秘密等には、乙より甲宛てに提供する事務連絡の情報等が含まれるものとするが、以下の情報は含まれないものとする。
 - (1)開示を受けたときに、既に公知であるか、あるいは、情報受領当事者が既に保有していた情報。
 - (2)開示を受けた後に、情報受領当事者の責めによらずして公知となった情報。
 - (3)正当な権限を持つ第三者から機密保持義務を負うことなく開示された情報。
 - (4)情報受領当事者が独自に開発又は取得したことを証明できる情報。
 - (5)法令又はガイドライン等に基づき開示を求められた情報。
- 3 甲及び乙は、営業秘密等を滅失、毀損、漏洩等するがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとする。
- 4 甲は、利用契約にかかる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合、本規約に定める義務のあることを当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとする。なお、当該委託先による本規約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は本規約に定める責を免れないものとする。
- 5 本条の規定は、利用契約終了後においても効力を有するものとする。

第13条(個人情報の取扱い)

- 1 甲は、利用契約の履行上知り得た会員の個人に関する一切の情報(以下、記録又は保存媒体を問わず、「個人情報等」という。)を秘密として保持するものとする。
- 2 甲は、個人情報を利用契約以外のいかなる目的にも使用してはならない。また、利用契約に必要となるもの以外の個人情報を取扱い使用してはならない。
- 3 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写、複製してはならない。但し、利用契約の遂行上必要かつ最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りではない。
- 4 甲が本条第1項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに乙に報告するとともに、二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。
- 5 甲は、個人情報等を滅失、毀損、漏洩等するがないよう個人情報の保護に関する法律及び適用ある個人情報保護ガイドラインを遵守するものとする。またこれらに定められる必要な措置を講じるものとし、個人情報等の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとする。
- 6 甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、利用契約が終了した場合は、直ちに乙の指示に従い廃棄するものとする。但し、法令又は社内規則等により、甲が当該個人情報等を一定期間保存する必要がある場合は、この限りでない。
- 7 甲は、利用契約にかかる業務処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合には、乙の事前の承認を得たうえで、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定するものとする。なお、当該委託先による利用契約に規定する事項に違反があった場合であっても、甲は利用契約に定める責を免れないものとする。

8 本規約は、利用契約終了後においてもその効力を有するものとする。

第14条(甲の表明保証)

甲は、乙に対し、第1条第1項の加盟の申し込みを行った日及び利用契約の成立日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保證する。

- (1)甲は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存在する法人又は個人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、利用契約を締結し、利用契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
- (2)甲による利用契約の締結及びその条項の履行並びに利用契約において企図される取引の実行は、甲が法人である場合において甲の会社の目的の範囲内の行為であり、甲はかかる利用契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき法令上及び甲の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3)利用契約で別途明確に定める場合を除き、甲による利用契約の締結及びその条項の履行並びに利用契約において企図される取引の実行により、公的機関その他の第三者の許認可、承諾若しくは同意等又はそれらに対する通知等が要求されることはなく、かつ、甲による利用契約の締結及びその条項の履行並びに利用契約において企図される取引の実行は、法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定、令状、甲が法人である場合において甲の定款その他の内部規則、甲を当事者とする又は甲若しくは甲の財産を拘束し若しくはこれに影響を与える第三者との間の契約又は証書等に抵触又は違反するものではないこと。
- (4)甲が乙に提供した甲に関する情報(甲の事業及び経営に関する基本情報、法令に基づく許認可及び登録の要否に関する情報、事業所の所在地や連絡先に関する情報を含むがこれらに限られない。)がすべて真実かつ正確であること。

第15条(禁止事項・誓約事項)

- 1 甲は、乙又はテンペイから提供されているアプリケーションその他のプログラム及びシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリングをしてはならない。
- 2 甲は、マネーロンダリング及びその他の違法行為又はこれに協力する行為を行ってはならない。
- 3 甲は、1回の売買取引等を複数の売買取引等に分割した上で会員にWeChat Payを利用させてはならない。
- 4 甲は、甲に適用のある法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定等を遵守するものとする。
- 5 甲は、乙又はテンペイの書面による事前の同意なく、テンペイのウェブサイトの内容を複製、流用、改ざん、不正利用したり、あるいは当該内容に関連した派生商品を作り出してはならない。
- 6 甲は、乙又はテンペイの書面による事前の同意なく、会員に関する情報を取得及び保有してはならない。
- 7 テンペイ及び乙は、定期的に、あるいは、必要と判断した場合はいつでも、自ら又は代理人によって甲の業務の監査を実施することができるものとし、甲は、かかる監査に最大限協力するものとする。

第16条(WeChat Payの提供の一時停止)

- 1 乙は、以下の各号に掲げる場合には、乙所定の方法により、WeChat Payの提供を一時停止することができる。
 - (1)テンペイによるWeChat Payの停止その他テンペイに起因してWeChat Payの提供ができないとき
 - (2)天災地変、地震、停電その他の災害等により、WeChat Payの提供ができないとき
 - (3)WeChat Payの決済システムに不具合が生じたとき
 - (4)WeChat Payの決済システムの保守又は点検に必要なとき
 - (5)甲が利用契約に違反しているとき又はその疑いのあるとき
 - (6)甲が乙に届け出た情報が事実と異なるとき又はその疑いがあるとき
 - (7)その他甲のWeChat Payの利用状況等から一時停止すべきであると乙が判断したとき
- 2 乙は、前項によりWeChat Payによる提供を停止したことにより、甲に生じた損害について、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わない。

第17条(届出事項の変更)

- 1 甲は、乙に対して届け出ている商号、代表者名、所在地、取扱店、連絡先及び指定金融機関口座等の情報及び他の重要事項に変更(営業停止等を含む。)が生じるときは、当該変更前に乙所定の方法により乙に届け出るものとする。
- 2 甲が前項の届出を怠ったことにより、相手方からの通知又は送付書類その他のものが延着若しくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなす。
- 3 甲が第1項の届出を怠ったことにより、WeChat Payの提供が滞った場合には、乙はその責任を一切負わない。
- 4 甲が第1項の届出を怠ったことにより、あるいは、甲が乙に届け出た情報が虚偽であったことにより乙、テンペイ又は会員に損害等が生じた場合は、甲は当該損害等について一切の責任を負うものとする。

第18条(契約期間)

利用契約の有効期間は、WeChat Pay利用申込書に定めるとおりとする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者からも書面により更新をし

ない旨の意思表示が相手方に対してなされない限り、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第19条(解約)

- 1 甲又は乙は、書面により3ヶ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、利用契約を解約することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかるわらず、乙は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他乙の都合(乙とテンペイ間のWeChat Payに関する契約の終了を含む。)等により、WeChat Payによる決済システムの提供を終了することがあり、かかる場合、乙は書面により甲に対して通知することにより、利用契約を直ちに解約することができるものとする。
- 3 前項の規定により甲に損害(逸失利益、機会損失を含む。)が生じた場合でも、乙は一切の責任を負わないものとする。

第20条(解除)

甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの催告を要することなく利用契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、その賠償を請求することができる。

- (1)本規約に違反したとき
- (2)本規約に定める表明保証事項が真実又は正確でなかったこと
- (3)営業に免許若しくは登録を要する場合に、これらの取り消しその他の行政処分を受けたとき
- (4)自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りになったとき
- (5)強制執行、競売の申立て、保全処分又は滞納処分等を受けたとき
- (6)破産、民事再生又は会社更生の申立てを受け、又は自らしたとき
- (7)前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
- (8)合併によらず解散したとき
- (9)甲が利用契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
- (10)甲の商品、サービス若しくは販売方法等、会員からの苦情等その他の事由により、甲がWeChat Payの利用者として不適切であると乙が判断したとき

第21条(契約終了後の処理)

- 1 利用契約が終了したときは、甲は、直ちに端末機を乙に返還し、利用標識を取り外さなければならない。
- 2 乙は、利用契約の終了後は、個別の了承を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならない。
- 3 利用契約が終了した場合、利用契約終了日までに行われたWeChat Pay決済契約は有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該契約を利用契約に従い取り扱うものとする。ただし、甲及び乙が別途合意した場合は、この限りではない。

第22条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲、乙および包括代理加盟店は、それぞれ利用契約の相手方当事者(以下「相手方」という)に対し、利用契約の締結日現在、自ら又は自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団関係企業
 - (5)総会屋等
 - (6)社会運動等標ぼうゴロ
 - (7)特殊知能暴力集団等

(8)前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乘じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)

(9)その他前各号に準ずる者
- 2 甲、乙および包括代理加盟店は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 甲、乙および包括代理加盟店(以下「解除当事者」という)は、相手方(以下「該当事者」という)が、第1項各号のいずれか一つにでも該当事し、もしくは第2項各号のいずれか一つにでも該当事する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、このため解除当事者にとって該当事者との間で取引を継続することが不適切であると判断した場合には、該当事者に対して何ら通知・催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとする。
- 4 前項により、解除当事者による解除によって該当事者またはその再委託先等に損害または損失が生じたとしても、解除当事者はこれを賠償する責を一

切負わないものとする。

第23条(本規約の変更及び承認)

乙は、甲に直接又は包括代理店を通じて通知する方法もしくは乙による公表その他の乙所定の方法により本規約を変更することができる。乙による変更後の本規約の通知又は公表後において、会員との間でWeChat Pay 決済契約の締結を行った場合には、甲は、変更後の本規約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については変更後の本規約が適用されるものとする。

第24条(準拠法)

利用契約については日本法が適用され、日本法に従って解釈されるものとする。

第25条(裁判管轄)

利用契約に関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所の専属裁判管轄に服するものとする。

第26条(誠実協議)

利用契約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、誠意をもって定めるものとする。

以上

〔施行・改訂〕

2016年10月6日初版施行

2016年12月21日 改定

2019年7月1日 改定

(569-1015)